

## 物件供給契約約款

### (総則)

- 第1条 注文者（以下「甲」という。）及び供給者（以下「乙」という。）は、当該約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の図面及び当該契約に係る質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、当該契約（当該約款及び仕様書を内容とする物件の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の物件を納入期限内に納入し、甲は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 物件を納入するために必要な一切の手段については、当該約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 当該約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、法令等に違反せず、かつ、甲が認める場合において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- 5 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 当該約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 当該約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 当該契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 当該契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、当該契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (特許権等の使用)

- 第3条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (契約の変更)

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうち、契約変更通知書を乙に通知することにより、契約数量、納入期限、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

- 2 甲は、前項の契約内容の変更により乙が増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、当該負担額を乙と協議のうち定めるものとする。

### (納入)

- 第5条 乙は、物件を納入しようとするときは、甲に物件納入書を提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めるときは、これを省略することができる。

- 2 甲は、乙に対して当該物件の分割納入を求めることができる。

### (契約代金の内払い)

- 第6条 契約代金の内払いについては、検査済数量に対する代金の範囲内において、回数を制限しないでその支払いをすることができる。

### (物件の引取り)

- 第7条 乙は、既に納入した物件は引き取ることができない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

### (予定数量の変更)

- 第8条 予定数量をもって供給契約をしたものについては、甲の都合によりその数量に増減を生ずることがあっても、乙は、異議の申出又は損害賠償の請求をすることができない。

### (乙の請求による納入期限の延長)

- 第9条 乙は、その責めに帰すことができない理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面により納入期限の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、納入期限を延長するものとする。この場合において、甲は、納入期限の延長の日数を乙と協議して決定し、乙に通知しなければならない。

### (甲の請求による納入期限の短縮等)

- 第10条 甲は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、乙に対して納入期限の短縮を求めることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する納入期限の短縮について準用する。

- 3 甲は、当該約款の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議の

うえ、通常必要とされる納入期限の延長を行わないことができる。

- 4 前3項の規定により納入期限を変更した場合において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、契約金額を変更するものとする。

(所有権移転前の物件に対する損害の負担)

第11条 所有権移転前に生じた損害は、仕様書に特に定めがない限り、すべて乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに起因するときは、甲の負担とする。

(検査及び所有権の移転)

第12条 甲は、第5条第1項の規定による物件納入書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に甲の指定する検査員により乙の立会いのうえ、物件の納入を確認するための検査を完了しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による検査においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、検査を行うことができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

- 3 第1項の場合において、乙の事務所等が不明その他の事由により立会いを求めることができないとき又は立会いを求めても立会わないときは、立会いのないまま検査を行い、乙は当該検査の結果に異議を申し出ることができないものとする。

- 4 乙は、物件が第1項の規定による検査に合格しないときは、直ちに取替えその他必要な措置を講じて検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、取替えその他必要な措置を物件の納入とみなして前各項の規定を適用する。

- 5 第1項の検査の合格をもって、当該契約における物件は、特に定めがあるものを除き、甲の所有に移転するものとする。

(契約代金の支払)

第13条 乙は、物件が前条第1項の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。ただし、特別な事情により乙の承諾を得たときは、45日以内に延長することができる。

- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第1項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法について事前に甲の承認を得た場合は、その方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為に対する賠償額の予定)

第15条 乙は、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（第3号において単に「排除措置命令」という。）が確定したとき。ただし、不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は除く。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（次号において単に「納付命令」という。）が確定したとき。

(3) 乙が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はそ

の使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償額を明らかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償額の減免)

第16条 甲は、乙の独占禁止法第62条第1項の規定による納付すべき課徴金の額が同法第7条の4第1項から第3項まで及び同条の5第3項の規定により減免されたときは、前条第1項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

(甲の任意解除権)

第17条 甲は、物件を納入するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく着手すべき時期を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙としての資格を欠くこととなったとき。
- (4) 正当な理由なく第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の全部の履行ができないことが明らかである

とき。

- (3) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明であるため連絡することができないとき。
- (8) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)、又は同条第4号に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員等」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第21条に規定する理由以外で乙が解除の申出をしたとき。
- (10) 暴排条例第10条の規定による照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知等により、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 暴力団員等であると認められたとき。
  - イ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等(以下単に「暴力団経営支配法人等」という。)であると認められたとき。
  - ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。
  - エ 役員等(個人にあっては当該個人)又は経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
  - オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - カ 乙が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこ

れに従わなかったとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に規定する場合において、当該場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第21条 乙は、甲が契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 前条に規定する場合において、当該場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第23条 甲は、第17条から第19条まで又は第21条の規定により当該契約が解除された場合において、既納部分のうち検査に合格したものがあるときは、乙と協議のうち、当該部分を甲の所有とすることができる。

2 前項に規定する検査において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、既納部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の規定により甲の所有に移転したときは、これに相当する契約代金を第13条の規定を準用し、乙に支払うものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に物件を納入することができないとき。
- (2) 当該契約の物件に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、甲の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

- (1) 第18条又は第19条の規定により契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務が履行不能となったとき。

3 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の規定による損害金の額は、契約金額から既納部分のうち検査に合格したものに相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、納入期限が到来した日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「債権管理法施行令で定める率」という。）で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の違約金の額は、次に掲げる額の100分の10に相当する額とする。

(1) 単価による契約 予定数量に単価を乗じて得た契約金額（複数の単価による契約の場合にあっては、この額の総額）から既納部分のうち検査に合格したものに相当する額を控除した金額

(2) その他の契約 契約金額

7 第2項及び第6項の規定は、実際の損害額が同項に規定する違約金額を明らかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の損害賠償請求等)

第25条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条の規定により当該契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、第13条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8

条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第26条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

(違約金等の徴収方法)

第27条 甲は、乙から違約金(第19条第8号又は第10号の規定により契約が解除された場合における第24条第2項に規定する違約金を除く。)、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき(これに代わる担保が提供されているときを含む。))又は当該契約の債務があるときは、これを相殺し、又は充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、別にこれを徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定による賠償金を徴収する場合においては、契約保証金又は契約保証金に代わる担保をもって充当することはできないものとする。

(秘密の保持)

第28条 乙は、当該契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、当該契約が終了した後についても適用する。

(個人情報等の保護)

第29条 乙は、当該契約の履行に当たって個人情報(特定個人情報を含む)又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を遵守しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第30条 乙は、当該契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく甲に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。

(補則)

第31条 当該契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところのほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。